

徳島県告示第二百五十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和六年五月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

日 時	場 所	案 件
令和六年六月二十日（木曜日）午前十時から	那賀郡那賀町木頭字前田四三番地一 木沢総合防災センター二階会議室	黒滝山鳥獣保護区特別保護地区（那賀町、既指定、面積八十ヘクタール、存続期間十年間）の再指定について
令和六年六月二十日（木曜日）午後一時三十分から	那賀郡那賀町延野字王子原三一番地一 那賀町役場相生庁舎会議室	あいあいらんど鳥獣保護区特別保護地区（那賀町、既指定、面積五十ヘクタール、存続期間十年間）の再指定について

備考 公聴会に関する問合せ先
徳島県南部総合県民局保健福祉環境部環境担当（電話〇八八四―二八―九八六二）